

2025 西日本学生トライアスロン選手権

JAPAN INTER COLLEGIATE TRIATHLON CHAMPIONSHIP

尾道因島大会

西日本各地の大学生によるトライアスロン大会が市内で3回目の開催。上位入賞者は、9月に香川県観音寺市で行われる全国大会へ出場します。大学生たちの熱き戦いにご期待ください!!

日 6月8日(日) 8:00~16:00

場 しまなみビーチ、因島アメニティ公園特設コース

内 スイム1.5km → バイク40km → ラン10km

※会場周辺に駐車場はありません。



▲市HP



大会コース



通行止めのお知らせ

「2025西日本学生トライアスロン選手権尾道因島大会」の開催に伴い、因島アメニティ公園周辺から三和ドック入口の間の道路が通行止めになります。白滝フラワーラインなどへの「迂回」をお願いします。

日 6月8日(日) 8:10~15:45
(バイクコースは14:40まで)

場 因島アメニティ公園周辺~三和ドック入口の道路

2025西日本学生トライアスロン選手権尾道因島大会実行委員会
因島総合支所しまおこし課(☎0845-26-6212)、生涯学習課(☎0848-20-7499)

(高齢者・障害のある人)

バス優待乗車証等を郵送でお届けします

敬老優待の券が
大きく
変わります!

■ 郵送先 住民登録されている住所のみ

■ 対象・手続き等

○ 前年度に券の交付を受けている人 (障害のある人は、引き続き交付の対象者となる人)

前年度と同じ券を郵送 ※手続き不要。

※前年度、敬老優待のバス・タクシー券等を交付の人は、敬老優待共通券を郵送します。

※届いたものと異なる種類のものを希望する人は、高齢者福祉課、社会福祉課、因島総合支所因島福祉課、向島・瀬戸田・百島・浦崎支所、向東連絡所、御調保健福祉センターの窓口で5月30日(金)以降に交換します。(下表の持参物欄を参照)

○ 今年度75歳になる人

バス優待乗車証等のご案内と回答ハガキをお送りしています。

4月18日(金)までに回答ハガキで

回答した人 ※手続き不要。

回答しなかった人 ※5月30日(金)以降に窓口での手続きが必要。

○ 前年度に券の交付を受けていない人 ※5月30日(金)以降に窓口での手続きが必要。

新たに交付を希望する人は、高齢者福祉課、社会福祉課、因島総合支所因島福祉課、向島・瀬戸田・百島・浦崎支所、向東連絡所、御調保健福祉センターで交付します。

	高齢者	障害のある人
対象	今年度75歳以上になる人 (昭和26年4月1日以前に生まれた人)	○身体障害者手帳の第1種か1級の手帳をお持ちの人 ○療育手帳をお持ちの人 ○精神障害者保健福祉手帳か、自立支援医療受給者証(精神通院)をお持ちの人 ※手帳等によって交付できる券が違います。
発行時期	5月下旬予定 (使用開始は6月1日(日)~)	5月下旬予定
交付期間	5月30日(金)~令和8年3月31日(火) 9:00~16:30 (土・日・祝日を除く)	平日の9:00~16:30(年間通して随時)
交付するもの	①おのみちバス優待乗車証 ※①②のいずれか一つ。 ※現在、有効期限が令和8年5月31日までの「桃色」の乗車証をお持ちの人は、そのまま使用してください。 ②尾道市敬老優待共通券(バス・船・タクシー・入浴・あん摩 共通券) 100円券の100枚綴り(1万円分)。尾道市と契約した業者において、料金の範囲内で使用できます。1回の利用で使用できる券の枚数が異なります。詳しくは、券に同封のお知らせをご確認ください。 ※有効期限は令和8年5月31日まで。 ※因島重井町細島地区に住所がある人のみ、公営渡船乗船券を選択できます。	○おのみちバス優待乗車証 ○バス共通券 ○船共通券 ○福祉タクシーチケット(因島各町・御調町の人) ○公営渡船乗船券(因島重井町細島地区の人) ○入浴料助成券 ○あんま・はりきゅう等施術料助成券 ※それぞれの有効期間は1年間。
※窓口で手続きが必要な人	○本人確認できるもの(保険証が資格確認書など) ○印鑑(スタンプ印不可) ※代理の人が手続きする場合も、上記2つを持参。 ※交換希望の人は、お届けした未使用の券。 【交換期間】 ①「桃色」のおのみちバス優待乗車証から②共通券等への交換 5月30日(金)~6月30日(月) ②共通券等から①「桃色」のおのみちバス優待乗車証への交換 5月30日(金)~令和8年3月31日(火)	○身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・自立支援医療受給者証(精神通院) ※交換希望の人は、お届けした未使用の券。(おのみちバス優待乗車証は6月30日(月)まで) ※高齢者福祉課が交付する券への交換は5月30日(金)以降となります。
問い合わせ	高齢者福祉課 (☎0848-38-9137) 因島総合支所因島福祉課 (☎0845-26-6209) 御調保健福祉センター (☎0848-76-2235) 向島支所しまおこし課 (☎0848-44-0111) 瀬戸田支所住民福祉課 (☎0845-27-2209)	社会福祉課 (☎0848-38-9125) 因島総合支所因島福祉課 (☎0845-26-6209) 御調保健福祉センター (☎0848-76-2235) 向島支所しまおこし課 (☎0848-44-0111) 瀬戸田支所住民福祉課 (☎0845-27-2209)

ご注意ください

- 交付された券は、本人以外には使用できません。他人に譲渡・使用させるなどの不正があったときは、回収します。
- 高齢者かつ障害のある人には、どちらか一方の券しか交付できません。